

令和7年9月1日

## 既存メガソーラー3事業者に対し 再エネ条例に基づく指導及び助言等を実施しました。

再エネ条例施行後、市内の既存メガソーラー等の現地確認を順次行っています。これらの現地確認の結果等を踏まえ、8月27日付で、既存メガソーラー3事業者に対し、災害防止対策を求めるなど再エネ条例に基づく指導及び助言等を行いました。

引き続き、既存発電施設の必要な安全対策等を確認し、適切な施設運営を促します。

### 記

- 1 指導及び助言等の趣旨  
施設管理における災害発生防止の観点からの技術的指導及び助言並びに条例に基づく義務の履行
- 2 主な指導及び助言等の内容（※[ ]内は指導及び助言等の対象となる事業者数）
  - ・調整池の土砂浚渫 [2事業者]
  - ・調整池の法面及び周辺部の表土保護 [2事業者]
  - ・事業区域内の表土洗掘防止対策・修繕等 [2事業者]
  - ・事業区域外への濁水発生状況の把握と市への報告 [2事業者]
  - ・調整池に接続する水路の整備及び放流先の洗掘等防止対策 [1事業者]
  - ・道路の破損個所の修繕及び汚損対策 [1事業者]
  - ・災害の発生等に備えた連絡先の公表 [1事業者] 等
- 3 今後の対応
  - ・指導及び助言を踏まえた発電事業者の対応方針等を受理
  - ・対応方針等に基づいた対策の進行状況を継続して確認
- 4 その他
  - (1) 既存発電施設に対する現地確認状況【8月末現在】
    - ・市内のメガソーラー（26施設）及び風力発電施設（1施設）のうち、17施設の現地確認を実施済み。
    - ・今回の指導及び助言等は、事業区域外への影響防止の観点から現時点において対策が必要と判断された発電施設に対し実施するもの。
  - (2) 事業者名の公表について  
条例上の「違反事実の公表」規定に該当する事案ではないため、事業者名は非公表。

担当：環境政策課 再エネ共生係  
課長 穴戸、係長 富塚  
電話 024-525-3742（直通）